

三
鷹
の
教
育

2
0
1
9

三鷹の教育

2 0 1 9

三鷹市教育委員会

は じ め に

教育基本法においては、教育の理念を「豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」と「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育の推進」とし、教育の目的を「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者としての国民の育成」としています。

三鷹市教育委員会は、この教育基本法の実現に向けた責務を自覚し、「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成を目指して、全市でコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱に、学校・家庭・地域との連携・協働による学校教育を推進しています。また、ライフスタイルに合った方法で学び続けることができる生涯学習社会の実現を目指して、市長部局との密接な連携により、市民の「学びと活動の循環」を進めています。

本書『三鷹の教育』は、三鷹市教育委員会の主な施策・事業を統計資料とともにまとめた教育委員会の事業概要です。

三鷹市教育委員会では、平成30年度から、国の法制度改正を生かして、市立全小・中学校を「小中一貫型小学校・中学校」とするとともに、コミュニティ・スクール委員会を学園単位の学校運営協議会として一本化し、より一体感のある学園運営や教育活動のさらなる充実・発展に努めています。令和元年度は、地域人財による学校支援体制を強化するため、コミュニティ・スクール推進員（地域学校協働活動推進員）の配置を拡充するとともに、新学習指導要領を踏まえて平成30年度に改訂した9年間の「小・中一貫カリキュラム」の周知・活用と、各学園の実態を踏まえた「学園版カリキュラム」の作成に取り組みます。また、小学校で巡回指導を行っている校内通級教室の中学校全7校への導入に向けた環境整備を行うとともに、適応支援教室（仮称）の設置に向けた検討と準備を進めます。さらに、ライフ・ワーク・バランスの推進と教育の質の向上を図る「学校における働き方改革」を引き続き推進していきます。

安全で快適な教育環境の整備については、老朽化している小・中学校施設の長寿命化及び防災機能強化を図る改修工事を計画的に実施するとともに、学校トイレの洋式化やバリアフリー化、老朽化した学校空調設備の更新、学校体育館への空調設備の整備を推進します。また、平成30年度の調査結果を基礎資料とし、「学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定に取り組みます。児童・生徒数の増加が見込まれる下連雀五丁目地域については、通学区域の変更に伴い、関係機関等と連携しながら、新たな通学路の指定と安全対策の検討・整備を進めます。

市立図書館においては、地域の情報拠点としてのサービスの充実を図るとともに、一層の利用者満足度の向上に向けて、リース期間が満了する図書館システムの更新に取り組みます。

今後も、市民の皆様との協働によって、子ども一人ひとりのニーズに応じた教育内容の充実、学校を核としたコミュニティづくり「スクール・コミュニティの創造」を目指して、教育行政の一層の充実・発展に努めてまいります。

三鷹の教育への皆様のさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

三鷹市教育委員会

教育長 貝ノ瀬 滋

目 次

1	三鷹市教育ビジョン ～三鷹らしい教育の実現～	1
2	コミュニティ・スクールを基盤とした 小・中一貫教育の充実と発展	4
3	三鷹「学び」のスタンダード	11
4	知・徳・体の調和のとれた三鷹の 子どもを育てる教育内容の充実	12
5	三鷹らしい特色ある教育活動の 推進と多様な学習機会の提供	19
6	生活指導の充実・いじめ防止 対策の推進	22
7	教育支援の推進	25
8	幼・保・小の連携事業の推進	31
9	学校における働き方改革の推進と 組織的な学校運営の充実	32
10	教員の養成・キャリア支援	34
11	研修・研究事業	35
12	学校版 環境マネジメントシステム	37
13	学校行事	38
14	就学援助・就学奨励	39
15	学校保健	40
16	学校給食	41
17	学校施設	44
18	I C Tを活用した魅力ある 教育環境の整備と利活用	47
19	学校・地域の安全対策	48
20	P T A活動への支援	51
21	学校図書館	52
22	教育センター	53
23	三鷹市川上郷自然の村	55
24	図書館	58
25	生涯学習・スポーツ・ 文化行政の推進	67

資 料 編

①	令和元年度 基本方針と事業計画(抜粋)	72
②	教育委員会の組織と事務分掌	88
③	教育委員会職員数	90
④	教育予算	91
⑤	三鷹市立学校一覧表	92
⑥	児童・生徒数、学級数の推移	93
⑦	中学校卒業生進路状況	93
⑧	児童・生徒の体位平均値	94
⑨	定期健康診断	95
⑩	学校給食実施状況	96
⑪	研究指定校等一覧	97
⑫	市立図書館蔵書冊数・ 貸出冊数等の推移	98
⑬	三鷹市指定文化財等一覧	99
⑭	三鷹教育・子育て研究所の 組織及び運営に関する要綱	103
⑮	教育委員会関係 非常勤特別職職員調べ	104
⑯	教育委員会の沿革	105
⑰	教育委員会名簿	108
⑱	年表	109

1 三鷹市教育ビジョン～三鷹らしい教育の実現～

1 三鷹市教育ビジョン 2022 策定の経過

「三鷹市教育ビジョン」は、平成 18 年 12 月に策定し、政策の柱である「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の全市展開」をはじめ、主要な施策の達成を図ることができた。教育委員会では、このビジョンが平成 22 年度末で計画期間が満了したことから、第 4 次三鷹市基本計画の策定とあわせて見直しを行い、今後 12 年間の三鷹市の教育の方向性を示し、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく「教育振興基本計画」としての位置付けを持つ、新たな教育ビジョンの策定を行うこととした。

平成 22 年 6 月に「三鷹教育・子育て研究所」に「三鷹市教育ビジョンの見直しに関する研究会」を設置し、見直しに向けた計 6 回の調査研究を行い、教育ビジョンの見直しに向けた視点をまとめた提言（報告書）が平成 23 年 3 月 26 日に提出された。

教育委員会では、この提言を受け、平成 18 年に策定した「三鷹市教育ビジョン」の成果と課題を踏まえ、三鷹市の地域特性を生かし、学校、家庭、地域がともに当事者として手を携え、「人間力」※1と「社会力」※2を兼ね備えた子どもを、小・中一貫した 9 年間の義務教育を通して育成するこれまでの基本的な考え方を継承した、より効果的かつ持続可能な施策展開ビジョンの策定を行うこととした。この考え方に基づき、コミュニティ・スクール委員会や保護者代表者との意見交換、各学校の代表児童・生徒による「教育の未来を考える三鷹子ども熟議」での意見、パブリックコメントの実施など幅広い市民参加を図りながら新たな教育ビジョンである「三鷹市教育ビジョン 2022」を平成 24 年 3 月に策定した。

その後、平成 28 年 3 月に、第 4 次三鷹市基本計画（第 1 次改定）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により新たに策定することとなった「三鷹市の教育に関する大綱」との整合を図り、「三鷹市教育ビジョン 2022（第 1 次改定）」を策定した。令和元年度に、第 4 次三鷹市基本計画の第 2 次改定との連動・整合を図るとともに、この間の法改正や学習指導要領の改訂、関係する審議会等における協議内容等を踏まえ、改定を行う。

2 三鷹市教育ビジョン 2022 の概要

「三鷹市教育ビジョン 2022」は、教育基本法及び国や東京都の教育振興基本計画を踏まえ、教育基本法で明示された教育の目的及び目標の達成に向け、三鷹の教育が目指すべき基本的かつ総合的な構想として施策の方向を定めるものである。また、具体的な施策・事業の推進にあたっては、教育委員会が年度毎に策定する「基本方針と事業計画」の中で重点性を明確にし、計画的な推進を図っている。

「三鷹市教育ビジョン 2022」は、平成 18 年に策定した「三鷹市教育ビジョン」の成果と課題を踏まえ、「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもを育成し、目標である「目指す子ども像」を達成するための「施策の柱」となる以下の「5つの施策目標」を示し、その具体的な施策・事業として「20の重点施策」を設定した。また、この中で、今後 4 年間で特に重点的に推進する施策を「最重点施策」として設定し、計画的な推進を図る。

（「三鷹市教育ビジョン 2022（第 1 次改定）の体系」参照）

また、平成 28 年 3 月に行った第 1 次改定では、コミュニティ・スクール機能をさらに充実するため、広報活動の充実や学園間の交流・連携の推進、支援体制の強化を追加するとともに、「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）の活用や主体的・協働的な課題

解決学習を盛り込み、P D C Aサイクルを踏まえた学校経営体制の充実を明記した。

※1 「人間力」とは、基礎的な素養を身に付け、自立した一人の人間として考え判断し、豊かに力強く生きていくための総合的な力と定義する。

※2 「社会力」とは、社会とのかかわりを持ち、社会の一員としての役割を果たしつつ、適切な人間関係を結び、生きていく力と定義する。

三鷹市教育ビジョン 2022 の目指す子ども像

- ・ 自分を愛し、他人を愛し、三鷹を愛する人
- ・ 確かな学力と健康でたくましい心身を備え、自ら学び続ける人
- ・ 規範意識を備え、社会の一員として自ら責任ある行動がとれる人
- ・ 自分の考えをもち、他者と豊かなコミュニケーションがとれる人
- ・ 国際的な視野とチャレンジする心を持ち、積極的に社会や地域に貢献できる人

三鷹市教育ビジョン 2022（第1次改定）の体系

施策目標	重点施策
目標Ⅰ 地域とともに、協働する教育を進めます コミュニティ・スクールを充実・発展させ、地域とともに子どもたちを育てる学校をつくります	1 コミュニティ・スクールの機能の充実【最重点施策】 ○コミュニティ・スクール委員会、学校運営協議会の充実 ○地域と協働した学校支援機能の充実 2 地域人財の育成と協働の推進 ○三鷹ネットワーク大学と連携した地域人財の育成 ○地域人財による学習指導等の充実 3 コミュニティ・スクールの充実に向けた支援体制の整備【最重点施策】 ○組織的かつ継続的に学校支援が可能となるような支援体制の充実
目標Ⅱ 小・中一貫した質の高い学校教育を推進します 三鷹型の小・中一貫教育を充実・発展させ、連続性と系統性のある学習を保障し、子どもたちの義務教育9年間の学びと15歳の姿に責任をもった教育を実現します	4 小・中一貫教育の充実と発展【最重点施策】 ○効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築 ○市民に期待される公立学校としての小・中一貫教育の充実 5 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実 ○知・徳・体の調和のとれた教育内容の充実 6 三鷹らしい特色ある教育活動の推進と多様な学習機会の提供 ○キャリア・アントレプレナーシップ教育をはじめとした多様な学習機会の提供 7 生活指導の充実 ○小・中一貫した生活指導体制の確立 ○いじめ防止対策の推進 ○関係諸機関と連携した生活指導や家庭支援の推進 8 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進 ○教育支援の充実 ○多様な教育方法による個に応じた指導の推進 9 幼稚園・保育園と小学校の連携教育と支援の推進 ○幼稚園・保育園と小学校の連携教育の推進 ○子ども政策部と連携した就学前から義務教育修了までの教育に責任をもつ施策の推進
目標Ⅲ 学校の経営力と教員の力量を高め、特色ある学園・学校づくりを進めます 学園・学校経営を円滑かつ効果的に推進できるよう、改善・充実を図り、教員のキャリア支援等を通して、三鷹にふさわしい教員を養成・育成し、子どもたちの学びをより一層豊かにしていきます	10 学園長・校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある学園・学校づくりの推進【最重点施策】 ○自律した学園・学校経営体制の整備と、校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある教育の推進 ○学校評価・学園評価の充実 11 三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成 ○人財育成方針の策定と三鷹にふさわしい教員の配置 ○教員のキャリア支援と研修プログラムの充実 12 三鷹教育・子育て研究所の活用 ○優れた教育実践の蓄積と活用の推進 ○教育・子育て研究所のシンクタンク機能の活用

施 策 目 標	重 点 施 策
目標Ⅳ 安全で快適な、充実した教育環境を整えます 子どもたちが安全・安心な気持ちで快適に過ごせ、効果的な学習ができる教育環境を整えます	13 子どもの安全・安心の確保 【 最重点施策 】 ○学校における児童・生徒の安全の確保 ○通学路における児童・生徒の安全の確保 ○学校給食の充実と食育の推進及び市内産野菜の活用 ○学校における危機管理体制及び事業継続計画の確立
	14 安全で快適な学校施設づくりの推進 【 最重点施策 】 ○学校施設の耐震補強工事・長寿命化改修工事の計画的な実施 ○快適な学習環境づくりに向けた設備改修の推進 ○児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保
	15 環境に配慮した学校施設の整備と環境教育への活用 ○学校のエコスクール化の推進 ○学校における校庭等の芝生化・壁面緑化等の推進 ○学校版環境マネジメントシステムの推進
	16 ICTを活用した魅力ある教育環境の整備と利活用 ○学校におけるICT利用環境の整備と活用 ○学校・学園ホームページの充実とウェブアクセシビリティの向上 ○学校・家庭・地域間の連携の推進

目標Ⅴ 地域をつなぐ拠点となる学校をつくれます 子どもたちのために、既存の地域社会の全ての力を結集し、それぞれの強みを生かした協働を進め、地域をつなぐ、学校を核としたコミュニティを創造します	17 地域社会の拠点としての学校づくりの推進 【 最重点施策 】 ○スクール・コミュニティの創造に向けた学校を拠点とした事業の推進 ○生涯学習・文化・スポーツの拠点としての地域開放の推進 ○学校の防災拠点化の推進
	18 学校を拠点とした子どもの安全・安心な居場所づくりの推進 ○地域子どもクラブ事業の充実
	19 家庭や地域の教育力の向上 ○学校・家庭・地域の役割の明確化と連携の強化 ○家庭の教育力向上のためのネットワークの構築
	20 NPO・企業・大学・研究機関等との連携 ○家庭や地域の教育力の向上を目指した知的資源の活用

2 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

1 小・中一貫教育校の開設経過

教育委員会では、平成18年9月から平成21年3月までの3年間「三鷹市立小・中一貫教育校検証委員会」を設置し、平成18年4月に開園したモデル校である「にしみたか学園」の小・中一貫教育校の検証を行った。その内容については、「三鷹市立小・中一貫教育校『にしみたか学園』の実践に関する検証報告（平成18年度、平成19年度、平成20年度）」にまとめ、ホームページ等にも掲載した。

平成21年度には市内のすべての市立小・中学校22校を「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校」（全7学園）として開園した。

平成30年4月には、学校教育法等の一部改正を生かして、法制度上位置付けられた「小中一貫型小学校・中学校」とした。

◆小・中一貫教育校（全7学園）の開設経過

開設年月	学園名	中学校	小学校
平成18年4月	にしみたか学園	市立第二中学校	市立第二小学校 市立井口小学校
平成20年4月	連雀学園	市立第一中学校	市立第四小学校 市立第六小学校 市立南浦小学校
	東三鷹学園	市立第六中学校	市立第一小学校 市立北野小学校
	おおさわ学園	市立第七中学校	市立大沢台小学校 市立羽沢小学校
平成21年4月	三鷹の森学園	市立第三中学校	市立第五小学校 市立高山小学校
	三鷹中央学園	市立第四中学校	市立第三小学校 市立第七小学校
平成21年9月	鷹南学園	市立第五中学校	市立中原小学校 市立東台小学校

2 三鷹市の小・中一貫教育の概要

三鷹市の小・中一貫教育は、連続性・系統性を重視した義務教育9年間の指導に責任をもち、学園内の小・中学校間の一貫した指導と交流活動を通して、一体感のある学園としての教育を推進している。三鷹らしい多様な教育活動や地域人財との協働を通して、地域とともにある小・中一貫教育校としての充実・発展を目指している。

義務教育9年間の教育を、①既存の小学校・中学校を存続させた形で、②コミュニティ・スクールの基盤として、③「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」に基づき行い、児童・生徒に「人間力」と「社会力」を培っている。

3 特色ある取り組み

(1) 三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム

小・中学校の教員が、児童・生徒の各発達段階を理解し、連続性と系統性のある指導を9年間一貫して行うために「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」を作成し、これに基づく授業を実施している。

(2) 兼務発令に伴う相互乗り入れ授業

小学校の教員も中学校の教員も児童・生徒の義務教育9年間の教育を「本務として」責任をもって行えるよう、全ての教員が学園の小・中学校両方の教員として東京都教育委員会から「兼務発令」され、小・中学校間での乗り入れ授業を時間割に位置付けて実施してきた。平成30年4月から、兼務発令を学園内の管理職を含め、小学校間にも広げ、学園間でのより一体感のある教育を推進している。

(3) 児童・生徒の交流活動

異学年、異校種、体験活動などの日常的な交流活動を、年間計画に明確に位置づけ、学園の特

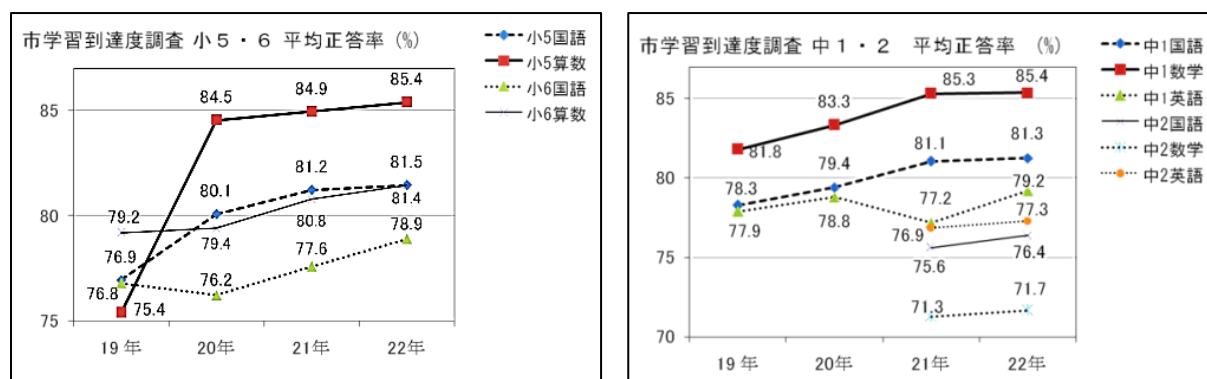
色や地理的側面を踏まえ工夫しながら実施している。

小学校の児童同士の交流活動を、中学校入学前から行い、学園の仲間であることを意識させた教育を推進している。

4 「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の効果

平成 18 年度のにしみたか学園の開園の翌年から平成 22 年度までの 4 年間、三鷹市学習到達度調査を行った結果、児童・生徒の各発達段階を理解し、連続性と系統性のある指導を 9 年間一貫して行う小・中一貫カリキュラムに基づく授業の実践等の成果が、小学校、中学校ともに数値として表れている。（※グラフ 1）

◆三鷹市学習到達度調査結果の推移（グラフ 1）

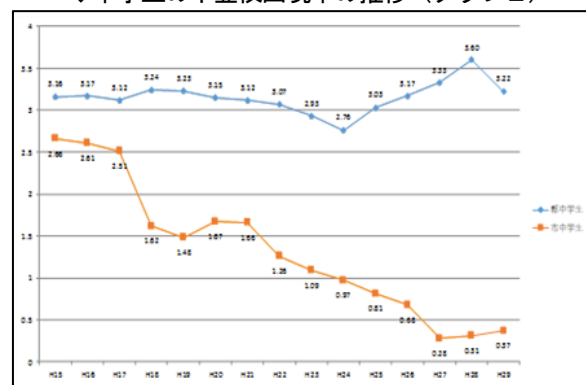


中学校での不登校出現率も、平成 21 年度の全 7 学園の開園後はさらに減少の方向にあり、東京都と比較しても三鷹市の出現率の低さがうかがえる。

小・中学校教員の授業交流が児童・生徒に安心感をもたらし、学習意欲の向上につながるとともに、教員自身にとっての授業改善となる。

また、小・中学校間での交流活動は、児童に中学校へのあこがれと期待を、生徒には自己有用感をもたせることができる。（※グラフ 2）

◆中学生の不登校出現率の推移（グラフ 2）



5 三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラムの実効的活用と学園版カリキュラムの作成

新学習指導要領の全面实施（小学校は令和 2 年度、中学校は令和 3 年度）に向けて、学習指導要領の改訂内容を踏まえた学習指導の系統的・継続的な推進を図るため、20 年度に作成した「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」の見直しを行った。見直しに当たっては、学識経験者や学校関係者等で構成する小・中一貫カリキュラム作成委員会及び各教科等の作業部会を設置し検討を進めてきた。平成 30 年度には、カリキュラム作成委員会を中心として、完成版を作成した。令和元年度は、実効的活用に向けて推進を図るとともに、地域特性に応じた「学園版カリキュラム」を作成し、学校・保護者・地域が連携した「社会に開かれた教育課程」の実現を図る。

6 3学園（三鷹の森学園、三鷹中央学園、鷹南学園）開園10周年記念事業

平成18年に開園したにしみたか学園に続いて、平成20年4月に開園した3学園（連雀学園、東三鷹学園、おおさわ学園）が平成30年度に開園10周年を迎え、令和元年度は三鷹の森学園、三鷹中央学園、鷹南学園が開園10周年を迎える。これまでの活動や取り組みを振り返り、今後の展望について、3学園のみならず、全学園においてコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展に向けて、意識の共有化を図る。記念式典及び講演会、記念誌の発行や記念行事等を行う。



▲連雀学園・東三鷹学園・おおさわ学園
学園開園10周年記念式典

7 学園単位の学校運営協議会としてのコミュニティ・スクール委員会

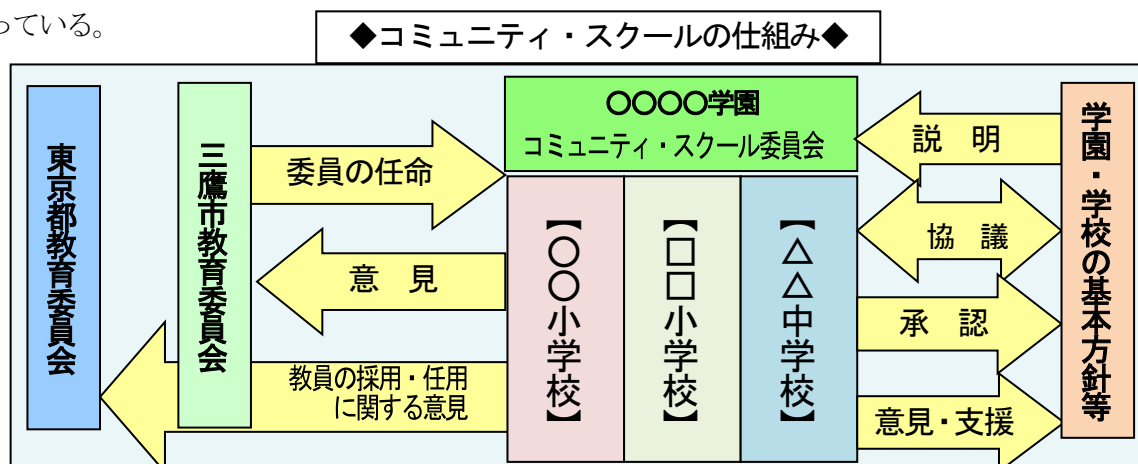
三鷹市では、平成18年に策定した三鷹市教育ビジョンに基づき、「自律した学校」「地域と共に創る学校」を実現するため、学校と保護者・地域のつながりをより一層深め、地域住民が学校運営に積極的に参画する「コミュニティ・スクール」の取り組みを進めてきた。

平成20年度には、市内の市立小・中学校全22校が「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定する「学校運営協議会」を設置するコミュニティ・スクールとなった。「学校運営協議会」は、校長が作成した学校運営の基本的な方針等を承認すること、教員等の人事に関する意見を述べることができることなど法的な権限と責任を有している。

平成29年4月1日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、学校運営協議会に関する規定が改正され、「二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。」こととされた。

三鷹市においては、これまで学校ごとに設置する「学校運営協議会」を、小・中一貫教育校として構成される学園に設置した「コミュニティ・スクール委員会」と兼ねて、学園としての一体的な運営を図ってきた。「コミュニティ・スクール委員会」の委員の構成は「学校運営協議会」と同一であり、このことにより、「学校運営協議会」として学園及び学校の運営について法的な権限と責任に基づいて協議し、意見を述べることも、学園全体の運営について統一的に協議することができる仕組みを構築してきた。

法制度の改正を生かして、平成30年4月から「コミュニティ・スクール委員会」を法律に基づく学園単位の「学校運営協議会」として位置付けを一本化し、より一体感のある学園運営の推進を図っている。



8 学校評価・学園評価

三鷹市教育ビジョン2022（第1次改定）では、最重点施策10「学園長・校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある学園・学校づくりの推進」の中で「学校評価・学園評価の充実」を掲げている。

学園・学校運営の改善と発展、自律的な運営の推進を目指して、コミュニティ・スクール委員会による学校関係者評価により、学園・学校の教育活動の成果を検証し、絶えず改善につなげられるよう、学校と地域が協働したPDCAサイクルの確立を図っている。

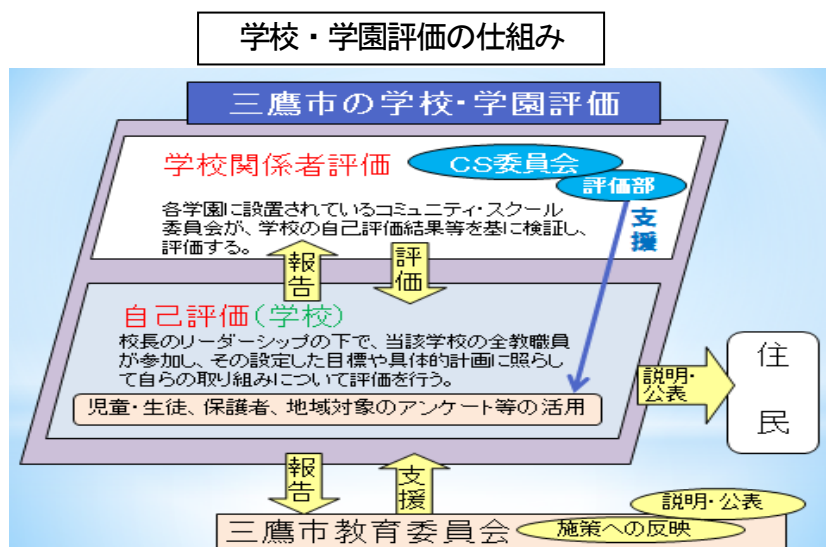
コミュニティ・スクール委員会とともに毎年度実施する学園の評価・検証結果を踏まえ、児童・生徒の声や地域・保護者の意向を十分に反映させた、継続的な学園・学校の改善を図ることとしている。学校教育法では、学校評価の実施とそれに基づく改善及び学校の情報の積極的な提供が規定されている。このことは、学校が教育機能をどのように、また、どの程度果たしているかを、客観的、総合的に把握・分析し、その結果に基づいて教育活動全般についての改善策を立て、教育水準の向上に努めることを目指すものである。

学校評価は、自己評価、学校関係者評価、第三者評価から構成される。教育委員会では当面、自己評価と学校関係者評価の充実を図り、第三者評価については今後の国や都の動向を見て検討することとしている。なお、平成20年度に、学校評価の自己評価と学校関係者評価の実施、公表、設置者への報告について、三鷹市公立学校の管理運営に関する規則に明確に規定した。

自己評価は、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、予め設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や取り組みの適切さを検証し、評価を行うものである。

学校関係者評価は、保護者、地域住民、隣接する学校の教職員その他の学校関係者などの外部評価者により構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察等を通じて自己評価結果を検証し、評価を行うものである。

三鷹市の公立学校の場合、コミュニティ・スクール委員会が、各学校・学園運営、教育活動等の成果や、課題と改善策、各課題解決のための創意工夫、改善策の有効性等について、毎年度評価を行っている。各学園の評価・検証の結果は、「三鷹市立小・中一貫教育校 全7学園の評価・検証報告」として取りまとめ、学園ごとに（1）コミュニティ・スクールの運営、（2）小・中一貫教育校としての教育活動、（3）確かな学力、（4）豊かな人間性、（5）健康・体力、（6）特色ある教育活動、（7）学校教育の質の維持向上を目指した学校の働き方改革の7項目についての成果と課題を市のホームページで公表している。また、各学校の評価検証については各学校のホームページにて公開している。



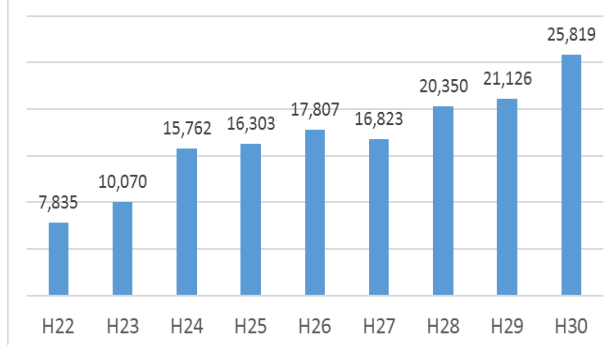
9 コミュニティ・スクール委員会の教育活動への参画

コミュニティ・スクール委員会は、学園及び学校の運営に関して一定の権限をもつ協議機関として、熟議等を通して、保護者や地域の意向が学校運営により一層反映されるように学園のアクションプランや防災教育の計画等の作成及び実践を学校とともにやっている。

教育ボランティア組織を統括するコミュニティ・スクール委員会の担当部会等では、学校支援ボランティアの事務局的な機能を担っており、授業サポートや子どもの安全確保、教育環境の整備など学校支援をいただく地域の人財を確保し、学校支援への参画を推進することで、地域や保護者と協働して行う学習指導等の充実を図っている。学校支援ボランティアの人数も年々増加しており、平成30年度は、1年間で延べ25,819人のボランティアの方々が活躍している（※グラフ3）。活動内容は、授業補助、学習支援、学校行事、環境整備、安全見守り、地域活動など多岐にわたっている。

また、コミュニティ・スクールガイドやコミュニティ・スクールだより、学園ホームページ等により、積極的に情報を発信し地域の理解を深めるための広報活動の充実を図っている。

◆学校支援ボランティアの参加者数（グラフ3）



10 コミュニティ・スクール推進員の配置

平成30年度から学校と地域をつなぐコーディネートの中心となる「コミュニティ・スクール推進員（社会教育法9条に規定する地域学校協働活動推進員）」を三鷹中央学園、鷹南学園、おおさわ学園に配置した。令和元年度は、にしみたか学園、東三鷹学園にも配置し、学校と学校支援ボランティアとの調整機能をさらに強化し、教育活動への地域の幅広い支援を持続的に得ることを可能にするとともに、コミュニティ・スクールとしての事務局的な機能の充実を図る。

11 コミュニティ・スクール委員研修会等の実施

コミュニティ・スクール委員研修会等の実施により、学園間の交流・連携の推進や協議の活性化を図っている。平成30年度は、今後の持続可能なコミュニティ・スクールに向けての取り組みについて情報共有する場としてコミュニティ・スクール委員対象講座を開催した。第一部ではにしみたか学園、三鷹中央学園、鷹南学園の活動報告を行い、それぞれの学園の成果と課題を全学園で共有した。第二部では、テーマを「CS・学校・行政とのコラボレーションに向けて」として、交流型シンポジウムを行った。コミュニティ・スクールの理念や目的を共有し、意見交換をする中で、それぞれの学園ごとの活動をさらに充実させていくための契機となった。具体的に今後どのようなアクションを起こすべきかなど、7学園のコミュニティ・スクール委員同士で有意義な意見交換を行った。

◆学園の教育目標(令和元年度)

連雀学園
地域に根ざし、たくましく現代に生き、進んで未来を創造し、社会に貢献する心身ともに健康な児童・生徒を育成する。 ○学び続ける人 ○共に生きる人 ○心と体を鍛える人
にしみたか学園
地域に根ざし、自らの生き方を主体的に切り拓き、創造性あふれ、国際色豊かな児童・生徒の育成を目指す。 ○学び続ける人 ○共に生きる人 ○たくましく伸びゆく人
三鷹の森学園
幅広い知識と教養、真理を求める態度、豊かな情操、健全な心身など全人格的に調和のとれた人間力の育成を目指すとともに、情報化、グローバル化等のさらなる進展を踏まえて、次の4つの資質・能力の育成を通じて小・中一貫教育を実現する。 ア 社会の変化に対応し、自ら学び、知識・技能等を主体的に更新する力 イ 自ら問題を発見し、筋道立てて考えたり、試行錯誤したりしながら問題を解決する力 ウ 多様な人々との対話や協働を通じて、新たな価値やよりよい社会を創造していく力 エ 困難な場面に直面しても、ねばり強くかつ柔軟な発想で人生を切り拓いていく力
三鷹中央学園
地域や自他を愛し、自らの未来を主体的に切り拓く、自立した児童・生徒を育成する。 ○すすんで学ぶ人 ○感謝と思いやりの心をもつ人 ○たくましい心と体をもつ人 ○地域・社会に貢献する人
鷹南学園
先人の築いた歴史に思いをはせて地域に根ざし、夢と希望をもち、ともに学び、未来を切り拓き、国際社会を担う主体的で創造力あふれる児童・生徒を育てる。 ○自ら心身の健康を保ち、進んで行動する人 ○自ら課題を見つけ学び、考え、解決する人 ○自分や相手を大切にし、優しさを広げる人 ○地域の一員としての自覚をもち、国際社会に目を向ける人
東三鷹学園
豊かな心をもち、地域とともに生き、人間力・社会力にあふれ、国際社会に貢献する児童・生徒の育成を目指す。 ア 学力をはぐくむ学園 ○基礎的な学力をもつ子ども ○学び続ける意欲をもつ子ども イ 人間力をはぐくむ学園 ○心豊かでたくましい子ども ○主体的に判断し行動する子ども ウ 社会力をはぐくむ学園 ○コミュニケーション力をもつ子ども ○人や環境を大切にする子ども
おおさわ学園
地域を愛し、自らの夢に向かって主体的に学び、心身ともにたくましい、国際性豊かな児童生徒を育成する。 ○学び続ける人 ○心身ともにたくましい人 ○心豊かで共に生きる人

◆学校の教育目標(令和元年度)

◇小 学 校

第一小学校
国際社会における豊かな人間関係をめざし、生涯にわたる学習の基礎・基本を身に付けた子どもを育てる。 ○ゆたかな心をもつ子ども ○すすんで学ぶ子ども ○健康でたくましい子ども
第二小学校
平和的・民主的な社会をつくりあげていく自主的態度をもち、たくましく創造性に富んだ情操豊かな人間を育成する。 そのために、以下の「めざす児童像」を掲げ、教育活動全体を通して達成を図る。 ◎考える子 ○思いやりのある子 ○健康な子 「考える子」の育成を重点とする。
第三小学校
人権尊重の精神に基づき、豊かな人間性と確かな学力を育てるとともに、地域を愛し、たくましい心と体をもつ児童の育成を図る。 ◎輝くひとみ(意欲的に学び、実践する児童) ○優しい笑顔(思いやりのある児童) ○すこやかな体(心も体も元気な児童) ○つながる心(地域を愛する児童)
第四小学校
豊かな心をもち、社会の変化に主体的に対応できる能力を育てるとともに、世界に目を向け、共にきたえ高め合う子を育成する。 ○ひとみキラキラ(挑戦する子) ○こころワクワク(楽しく学ぶ子) ○ひとにニコニコ(思いやりのある子) ○からだグングン(体をきたえる子)
第五小学校
心身ともに健康で、互いに協調しながら、国際社会をたくましく生きる児童を育成する。 つよく(進んで心と体をきたえる子) やさしく(思いやりの心をもち、互いに認め合う子) かんがえふかく(自ら学び、考え、行動する子)
第六小学校
◎思いやりのある子ども ○考える子ども ○健康な子ども
第七小学校
豊かな心をもち、たくましく生きる人間をめざす。 ◎かんがえる子 ・やさしい子 ・つよい子 ・つながる子

大沢台小学校
夢 学び 心 ― 生き生き すこやかに ―
高山小学校
○考える子ども（知育）（基礎基本を定着させ、思考力・判断力・表現力を高める） ○心豊かな子ども（徳育）（生命を尊び、思いやりのある豊かな情操を身につける） ○じょうぶな子ども（体育）（心身ともに健康にする） ○実行する子ども（才育）（進んで実行する態度と実践力を養う）
南浦小学校
○すぐれた知性と豊かな人間性を備えた心身ともに健康な児童を育てる 一よく学ぶ子ども 一よく遊ぶ子ども 一よく働く子ども
中原小学校
○健康でたくましい子 ○自分で考える子 ◎思いやりのある子ども ○よく働く子
北野小学校
豊かな心を持ち、たくましく生きる児童に育てる ○考える子ども ○健康な子ども ○思いやりのある子ども
井口小学校
地域に根ざし、自らの生き方を主体的に切り拓き、創造性にあふれ、国際色豊かな児童の育成を目指す。 〈心豊かでたくましい子どもを育てる〉 輝く笑顔（やさしく思いやりがあり、自己実現できる子） やりぬく強さ（粘り強く取り組み、心身ともに健康な子） ◎進んで学ぶ（自ら考え、進んで行動する意欲的な子） 井口の子
東台小学校
◎よく考える子ども（学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力を身に付けた児童の育成） ○健康な子ども（自己肯定感、体力、集中力、持続力を身に付けた児童の育成） ○思いやりのある子ども（思いやり、他者の理解、社交性を身に付けた児童の育成）
羽沢小学校
◎すすんで学ぶ子（正しい知識を身に付け、自ら考え、自主的・創造的な学習と生活をすすめる子） ○思いやりのある子（人間や自然愛を大切にする豊かな心情と、協力して仕事をやりとげる望ましい勤労観を合わせもつ子） ○元氣な子（健康で安全な生活への深い関心を持ち、幸福な生活を築くために積極的に努力する子）

◇ 中 学 校

第一中学校
たくましく現代に生き、進んで未来社会を創造する心身共に健康な人を育成する。 健康で心豊かな人間になるために ◎考える人、思いやりのある人、助け合う人 ○成しとげる人 特に「考える人」「成しとげる人」の育成を重点とする。
第二中学校
学習指導要領の趣旨及び学園の教育目標を踏まえ、生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、次の教育目標を定め、実践する。 時代を担う人間の育成をめざす ○真 真の知恵 ○善 善い行い ○美 美しい心
第三中学校
社会の変化に主体的に対応し、豊かな心を持ち、心身ともに健全でたくましく生きる力を育成する。 ○人を大切に ○時間を大切に ○物を大切に 「人を大切に」を重点目標とし、社会の中で人とのかかわりながら自立していくために必要な資質・能力の育成をめざす。
第四中学校
平和な文化国家の担い手として、誇りと責任を自覚し、世界に活躍する日本人を育成する。 ◎考える人 ○心豊かな人 ○たくましい人 ○思いやりのある人 ○公共につくす人
第五中学校
平和的な国際社会の実現に貢献できる人間の基礎を育てるとともに、自ら主体的にたくましく生き抜く生徒の育成を願って、次の目標を設定する。 一、進んで考える人 一、情操豊かな人 一、心身ともに健康な人
第六中学校
新しい時代を築く個性豊かな実践力のある人間の育成を目指す ○豊かな心 ○考える力 ○健康な体
第七中学校
国際社会において信頼と尊敬の得られる日本人を育成する。 1. よく考え進んで学ぶ生徒 2. 自ら心と体を鍛える生徒 3. よく協力し、他を思いやる生徒 4. 地域に進んで奉仕する生徒

3 三鷹「学び」のスタンダード

平成 26 年 3 月に児童・生徒の学力向上を図るための取り組み指針として、「三鷹『学び』のスタンダード」を策定し、リーフレットとして市立小・中学校の全保護者、PTA、コミュニティ・スクール委員会に配布した。基礎的・基本的な知識・技能の定着に向けて、国や都の学力調査、体力・運動能力調査等の結果を活用し、学校の取り組みの充実を図るとともに、児童・生徒の望ましい生活習慣や学習習慣の定着及び教員と児童・生徒との双方向型の授業づくりや児童・生徒が主体的・協働的に課題解決に取り組む学習を推進することがねらいである。

各学園では、この「三鷹『学び』のスタンダード」を基に、さらに保護者や地域住民等と協議を行いながら、各学園の課題を踏まえた独自の実践を盛り込み、学園のスタンダードを策定し、学校、家庭、地域協働による児童・生徒の確かな学力の育成に取り組んでいる。

1 「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)

授業を通して児童・生徒に身に付けさせる 6 つの「学習習慣」とそれに対応した指導アイデア例を示している。学校は指導アイデア例を参考に、授業の充実と子どもたちの学力向上に取り組んでいる。

①先生の話を中心して聞き、大事だと思ったことは、黒板に書かれてなくてもノートに書く。	④分からないことはそのままにせず、自分でも調べたり考えたりする。
②授業中に自分の考えを述べたり、他者の発言を集中して聞いたりする。	⑤家庭学習は、いつ・何を・どんな方法で勉強するのか、自分自身で決めて取り組む。
③考えたり調べたりしたことを文章にまとめる。	⑥学習内容の要点を自分自身で考えながら学習に取り組む。

2 「三鷹『学び』のスタンダード」(家庭版)

学力調査の結果から明らかになった、学力と相関のある生活習慣・学習習慣を子どもたちに身に付けさせるために、「生活リズムを整える」、「人との関わりを豊かにする」、「学ぶ姿勢をつくる」の 3 つの視点から、家庭のできる 8 つの実践を示している。

I 生活リズムを整える	① 決まった時間に就寝・起床させましょう
II 人との関わりを豊かにする	② 毎日朝食をとる習慣をつけましょう
	③ 毎日きちんとあいさつを交わしましょう
	④ 会話を大切にしましょう
III 学ぶ姿勢をつくる	⑤ 学習時間を確保しましょう
	⑥ 学校で使ったプリントやテストを活用しましょう
	⑦ 本に親しむ習慣をつけましょう
	⑧ 携帯電話、ゲーム、テレビの利用ルールを決めましょう

三鷹中央学園パワーアップアクションプラン				
三鷹中央学園 「目指す姿」を掲げ	学校での取組	子どもでの取組	家庭での取組	地域での取組
すすんで学ぶ人 確かな学力を身につける	1. 授業中集中して学び、大事だと思ったことは、黒板に書かれてなくてもノートに書く。	1. 授業中集中して学び、大事だと思ったことは、黒板に書かれてなくてもノートに書く。	1. 決まった時間に就寝・起床させましょう。	1. 決まった時間に就寝・起床させましょう。
感謝と思いやり の心をもつ人 豊かな人間性を身につける	2. 授業中に自分の考えを述べたり、他者の発言を集中して聞いたりする。	2. 授業中に自分の考えを述べたり、他者の発言を集中して聞いたりする。	2. 毎日朝食をとる習慣をつけましょう。	2. 毎日朝食をとる習慣をつけましょう。
たくましい心と 体をもつ人 心身の健康を身につける	3. 考えたり調べたりしたことを文章にまとめる。	3. 考えたり調べたりしたことを文章にまとめる。	3. 毎日きちんとあいさつを交わしましょう。	3. 毎日きちんとあいさつを交わしましょう。
地域・社会に 貢献する人 地域貢献活動に参加する	4. 分からないことはそのままにせず、自分でも調べたり考えたりする。	4. 分からないことはそのままにせず、自分でも調べたり考えたりする。	4. 会話を大切にしましょう。	4. 会話を大切にしましょう。
	5. 家庭学習は、いつ・何を・どんな方法で勉強するのか、自分自身で決めて取り組む。	5. 家庭学習は、いつ・何を・どんな方法で勉強するのか、自分自身で決めて取り組む。	5. 学習時間を確保しましょう。	5. 学習時間を確保しましょう。
	6. 学習内容の要点を自分自身で考えながら学習に取り組む。	6. 学習内容の要点を自分自身で考えながら学習に取り組む。	6. 学校で使ったプリントやテストを活用しましょう。	6. 学校で使ったプリントやテストを活用しましょう。
			7. 本に親しむ習慣をつけましょう。	7. 本に親しむ習慣をつけましょう。
			8. 携帯電話、ゲーム、テレビの利用ルールを決めましょう。	8. 携帯電話、ゲーム、テレビの利用ルールを決めましょう。

←【三鷹中央学園パワーアップアクションプラン】

学園が目指す学園生像をもとに、「学校での取組」、「子どもでの取組」、「家庭での取組」を示し、協働による取組を推進している。

4 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

新学習指導要領に準拠した「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」に基づき、9年間の義務教育における学びの連続性と系統性を明確にした学習指導を図る中で、知・徳・体の関連に配慮しながら、様々な教育活動を充実させ、「人間力」、「社会力」の一層の育成に努める。

新学習指導要領への適正な移行に向け、「主体的・対話的で深い学び」の視点を活用した指導の改善を図り、令和2年度から全面実施となる小学校第5・6学年の教科外国語(英語)及び第3・4学年の外国語(英語)活動の教員の指導力を高めるため、教員研修の充実を図る。

全国学力・学習状況調査結果の分析を進め、「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)も活用しながら、学習指導の改善と学習習慣の確立を図る。

「特別の教科 道徳」を適正に実施(小学校平成30年度、中学校令和元年度)するため、「考え、議論する」学習活動の充実を図るとともに、道徳教育推進拠点校の研究成果を活用した授業改善や道徳教育推進委員会による効果的指導及び適正な評価方法に関する研究成果を市内全校で共有し、児童・生徒の豊かな心を育てる。

体力・運動能力調査等の結果を活用した学校の取り組みの充実・改善を図るとともに、オリンピック・パラリンピック教育等を展開するなか、一人ひとりの体力の向上を図るための授業改善を進める。

みたか地域未来塾事業の充実、地域人財の参画による教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進しながら、学習習慣の定着と基礎学力の向上を図る。

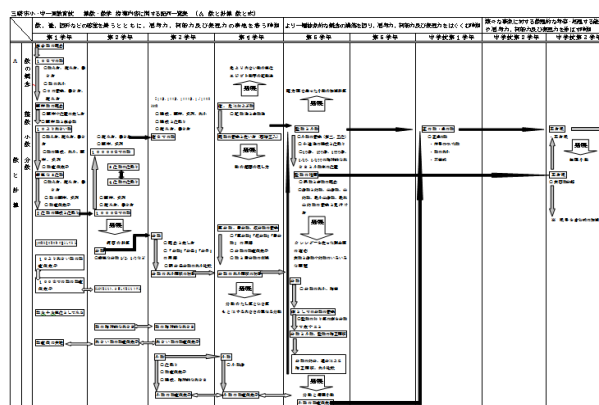
1 確かな学力の育成

(1) 「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」の推進

全校の教員が「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」に基づき、9年間を見通した学びの連続性と系統性を意識し、発達段階に応じた学習のねらいの明確化・重点化を意識した指導を行うことにより、児童・生徒一人ひとりに、学習内容の定着を確実に図る丁寧な指導を徹底している。

教育委員会は、平成20年3月告示の学習指導要領に基づき、平成21年3月に本カリキュラムを作成するとともに、教科書採択及び学習指導要領完全実施に併せ、平成23・24年度に改訂を行った。さらに平成29年度は、平成29年3月告示の新学習指導要領(令和2年度小学校、令和3年度中学校全面実施)に準拠した小・中一貫カリキュラムの全面改訂を行った。改訂カリキュラムでは、13教科・領域において、概要及び内容系統を作成し、各学習段階で確実に身に付ける資質・能力を明確に示すとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点や教科横断的な「カリキュラムマネジメント」の視点を取り入れている。

平成30年度に引き続き、令和元年度も、小・中合同研修会を実施し、完成した小・中一貫カリキュラムを市内の全教員に周知を図るとともに、実行的活用に向けた取り組みを充実させる。令和元年度から各学園の実態に合わせた「学園版カリキュラム」を作成し、学校・保護者・地域が連携した「社会に開かれた教育課程」の実現を図る。



▲「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」(平成30年度改訂) 内容系統一覧表

(2) 「主体的・対話的で深い学び」の視点を活用した指導の改善

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「生きて働く『知識・技能』」の習得、「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力』」の育成、「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』」の涵養をめざし、「主体的・対話的で深い学び」の視点を活用した指導方法の改善を図っている。

① 「主体的な学び」の視点

学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

② 「対話的な学び」の視点

子ども同士の協働、教職員や地域の人々との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げる「対話的な学び」が実現できているか。

③ 「深い学び」の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

(3) 「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」による学力向上

小学校においては、高学年一部教科担任制を教育課程に位置付け年間を通して実施するとともに、学園内の小学校間での授業交流を行い指導の統一を図っている。

なお、兼務発令による小・中学校間での相互乗り入れ授業を時間割に位置付け、年間を通じ実施することにより、9年間を見通した連続性と系統性のある指導を行っている。

また、学園研究を通し、小・中学校の教員が学習のつまずきや効果的な指導について児童・生徒の実態を踏まえた研究を進め、小・中一貫カリキュラムの検証・改善を行っている。

今後は、コミュニティ・スクール委員会と連携し、教育委員会配置の学生教育ボランティアとともに、地域人財・保護者の支援を積極的に授業や補習教室などに取り入れ、「三鷹『学び』のスタンダード」(家庭版)の保護者への周知を広く行うなど、学校・家庭・地域協働による学力向上を推進していく。

(4) 「東京方式 ガイドライン」に則った習熟度別指導の推進

「東京方式 ガイドライン」に則り、学習集団のサイズや習熟の程度に応じた指導のメリットを最大限に生かした授業を実施する。特に教科の特性として学習の習熟に差が出やすい算数・数学については小学校中学年以上で習熟の程度に応じた学習集団による指導を徹底している。

(5) 小学校外国語(英語)研修の実施、及び中学校外国語(英語)教員の専門性を生かした小学校教員の指導力向上

平成30年度から東京都での先行実施、令和2年度から全面実施となる小学校第5・6学年の教科外国語(英語)及び第3・4学年の外国語(英語)活動の教員の指導力を高めるため、教員研修の充実を図る。(年間8回以上実施)

中学校英語科教員の専門的な指導の共有を図りながら、乗り入れ授業や、学園研究、校内研究、学園版の小・中一貫カリキュラムづくりを通して、学園として系統的な指導を実施する。

令和元年度は、小学校高学年（第5・6学年）は年間70時間、中学年（第3・4学年）は35時間を実施する。小学校低学年（第1・2学年）においても学校裁量で活用できる時間の中で年間15時間以上実施する。

現在小学校では、コミュニケーションに慣れ親しみ、コミュニケーション能力の素地を養うことを目的として、ALT（外国語指導助手）と担任とのチーム・ティーチングによる外国語活動・外国語を実施するとともに、外国語専科教員による指導の充実も図っている。中学校では、オーセンティックな外国語運用能力を身に付けることもめざし、小学校で身に付けたコミュニケーション能力の素地を意識した上でALTを有効に活用し、英語を実際に用いたコミュニケーション活動を充実させ、スパイラルな学習の充実を図っている。

(6) 全国学力調査結果分析及び小・中一貫カリキュラムと「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）を活用した学習指導の改善

各学校において、東京都教育委員会及び文部科学省が実施する学力調査の結果を分析して、より実効性と具体性の高い授業改善推進プランを作成し、PDCAサイクルに基づく学習指導の改善を図るとともに、小・中一貫カリキュラムや、「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）も活用することにより、学習指導の改善を図っている。

授業改善推進プランは、保護者、地域に公開することで自校の課題と課題解決の方策を共有し、保護者や市民の理解と協力を得られるよう努めている。

(7) みたか地域未来塾の拡充による学習習慣の定着と基礎学力の向上

「みたか地域未来塾」では、大学生や地域住民などの地域人財の参画により、放課後の教室において教育活動等の支援を行うなど、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組むとともに、小・中学生の学習習慣の定着と基礎学力の向上を図っている。

平成28年度から段階的に拡充を図り、令和元年度は、市内全7学園22校において実施している。今後さらに取り組み内容を改善し、児童・生徒の基礎学力の向上と学習習慣の定着を図る。



▲みたか地域未来塾の様子（第七中学校）

2 豊かな心の育成

(1) 「特別の教科 道徳」の推進

平成30年度から小学校で、令和元年度から中学校で、教科書を使用した「特別の教科 道徳」を実施している。三鷹市の全ての公立小・中学校では、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「考え、議論する道徳」の実践に取り組むことにより、子ども達の道徳的判断力や、心情、実践意欲と態度を育成している。

教育委員会は、平成28年度に「道徳教育推進委員会」を設置し、「道徳科」の趣旨を踏まえた指導計画や指導方法・評価の在り方について検討を進め、その成果を各学校で共有している。

また、全ての小・中学校で「道徳授業地区公開講座」を実施し、道徳の授業を公開するとともに、今日的な子どもの諸課題に即した意見交換会を通して、学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実を図っている。

(2) 情報モラル教育の推進

インターネットの過度の利用による「インターネット依存」及び、SNSの不適切使用による個人情報の流出や、誹謗・中傷、インターネットを介した詐欺行為及び出会い系サイト等に関わる性被害など、様々なインターネット被害を未然に防止する観点から、小・中学校9年間を通じて、インターネット・情報機器の適切な使い方や情報モラルを身に付けるための「小・中一貫カリキュラム（ICT教育）」に基づく指導を行っている。

また、各家庭に対しても携帯電話やスマートフォン等の適切な使い方を子どもたちに身に付けさせるために、保護者を対象としたリーフレット「ネット社会を生きる力を育むために」（三鷹市教育委員会）、「SNS東京ルール」（東京都教育委員会）等を活用し、家庭でのルールづくりの支援を行っている。

現在、生活指導主任会においても小・中学校の教員がインターネットトラブルの実態の共有及び防止策を共有するとともに、各学校や学園においても、リーフレットを活用した子ども熟議や、三鷹市消費者活動センター等の外部機関と連携した出前授業、保護者対象の講演会・意見交換会など、各学校や学園の創意・工夫ある取り組みが進められている。



▲SNSルールについて小・中学生が意見を出し合う子ども熟議（連雀学園）の様子

(3) 人権教育の推進

ア 全教育活動を通じた人権教育の推進

全ての教育活動を通じて、「人権教育プログラム（学校教育編）」（東京都教育委員会）を活用し、児童・生徒の発達段階に応じた人権を尊重する教育の充実を図っている。

また、各学校における児童虐待の予防及び早期発見について、関係諸機関と連携を図るとともに、保護者等に対して啓発と支援を行っている。

平成29・30年度東京都人権尊重教育推進校（中原小学校）の取り組みを基に、人権教育推進上の諸課題への系統的・組織的取り組み及び人権教育プログラムを活用した人権教育の推進を全小・中学校において図る。



▲東京都人権尊重教育推進校（中原小学校）における人権教育の授業の様子

◆ 重点項目

- 「児童の権利に関する条約」、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨に基づいた教育活動の充実
- 男女平等観に立った教育の推進
- 人権教育に関わる年間指導計画の作成と活用
- 児童虐待、いじめの防止への適切な対応についての教職員の研修及び保護者等への啓発と支援

イ 人権教育推進委員会

教育委員会は、地域・学校の実態に即し、人権教育推進上の課題の解決や教育内容・方法の充実を図る研究・協議を行うために、市立小・中学校の校長、副校長及び各校の人権教育担当

教員により構成された人権教育推進委員会を設置し、人権教育の推進を図っている。

◆ 活動内容

- ・ 「人権教育プログラム（学校教育編）」の周知・活用
- ・ 三鷹市及び各学校の人権教育推進に関する実態と課題の把握
- ・ 人権教育の推進・啓発の内容と方法に関する研究及び協議
- ・ 人権課題に関わる授業の実践
- ・ 人権尊重教育推進校の研究成果の活用を図る方策の検討
- ・ フィールドワーク等による人権教育に関わる研修等

ウ 児童虐待、いじめ防止への対応

【児童虐待防止】

「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨に基づき、各学校における児童虐待の予防及び早期発見、適切な通告を含めた早期対応のために、同法律の理解を一層深め、関係機関との連携を強化していくことが大切である。

そのために、各学校において「児童虐待防止研修セット」（平成23年8月東京都教育委員会）等を活用し、児童虐待の早期発見と適切な対応にかかわる教員研修を実施するとともに、校長会、副校長会、生活指導主任会をはじめ、様々な機会を通じて、児童虐待の早期発見と適切な対応に関する校内の組織の活性化等について指導・助言を行っている。

【いじめ防止】

※「6 生活指導の充実・いじめ防止対策の推進」の項を参照

3 健やかな体の育成

(1) 体力調査を基にした各校の課題に応じた取り組みの推進

東京都教育委員会及び文部科学省が実施する体力・運動能力調査や運動習慣調査等の結果を分析して自校の課題を明らかにし、課題の改善に向けた体力・運動能力向上のための日常的な取り組みとして「一校一取組」（小・中学校）「一学級一実践」（小学校）運動を具体的に設定し、年間を通して実施している。

平成30年度の体力調査結果の合計点において、小学校男子は6学年中3つの学年（平成29年度4学年）、女子は1つの学年（平成29年度と同値）が東京都の平均を上回り、中学校では男子・女子ともに全ての学年（平成29年度と同値）が東京都の平均を上回った。今後も、中学校体育教員の専門性を活かし、小学校における乗り入れ授業や教員研修を行い、小学校における効果的な指導を推進することで児童・生徒の体力向上を図る。

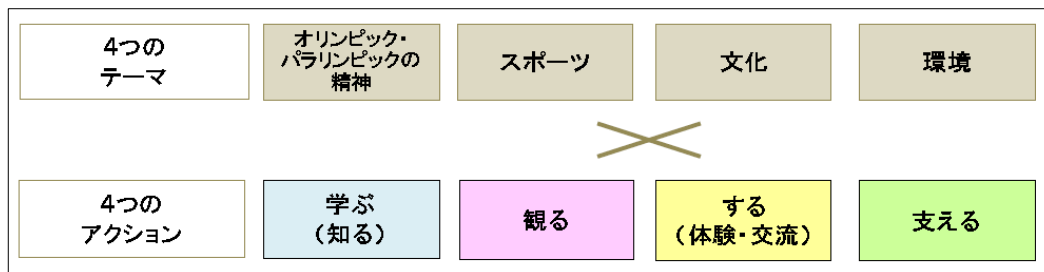
また、各校の教員によるオリンピック・パラリンピック教育推進委員会を中心に、国や都の情報を適切に発信するとともに、各校の効果的な実践や指導法を共有することで、日常的な指導の充実を図っている。なお、「体育に関わる安全指導検討委員会」作成の「体育行事に関わる安全指導資料」を活用した教員研修を実施し、安全な体育行事に取り組んでいる。

(2) オリンピック・パラリンピック教育の推進

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催の機会を活かし、全小・中学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進する。各学校では週1回程度、オリンピック・パラリンピック教育にかかわる多彩な取り組みを継続的に行うことにより、国際理解や伝統・文化理解、スポーツに親しむ態度等を身に付ける。

4つのテーマ「①オリンピック・パラリンピックの精神」、「②スポーツ」、「③文化」、「④環境」と、4つのアクション「①学ぶ（知る）」、「②観る」、「③する（体験・交流）」、「④支える」を組み合わせた多彩な取り組み（「4×4の取組」）を行う。

◆「4×4の取組」



【「オリンピック・パラリンピック教育」実践の視点（例）】

- ア オリンピック・パラリンピックを題材とした教科等の実践
- イ 諸外国の歴史や文化、外国語の学習による国際理解教育
- ウ 運動・スポーツへの興味・関心を高める指導
- エ 体力向上を目指すための体育授業等の改善
- オ 部活動や日常的な運動・スポーツの実践等の充実・推進
- カ 日本の伝統的な礼儀・作法やおもてなしの心などの学習
- キ 国際的なマナー・エチケット、礼儀・作法や習慣などの学習
- ク 地域のスポーツ大会やイベントなどとの関わり
- ケ 外国人留学生などとの交流

オリンピック・パラリンピック教育の一環として、オリンピック・パラリンピック競技や出場国について調べる、オリンピックやパラリンピアンを招いた実技体験や交流会を実施する、伝統芸能・文化の学習を通して日本の伝統・文化にふれる、障がい理解教育や障がい者スポーツの体験・交流を行う、近隣大学の留学生と交流するなど、オリンピック・パラリンピック教育に関わる学校の特性を生かした各学校の取り組みは多彩である。

なお、東京都から「オリンピックアワード校」として表彰された南浦小学校の実践を各学校において共有し、市長部局と連携を図りながらオリンピック・パラリンピック教育の一層の推進を図る。

(3) 食育の推進

ア 三鷹市立学校における食育の推進

児童・生徒が望ましい食習慣を身に付けていく上で、食の指導を行うことは極めて重要であり、食育推進体制を整備することが求められていることから、教育委員会では、平成20年2月に「三鷹市立学校における食育の推進に関する指針」を定め、食に関する指導の推進を図っている。

また、学校給食の充実に向けて、校長、学校栄養職員、PTA代表、保健所職員、教育委員会事務局職員で構成される「三鷹市学校給食運営委員会」を組織し、給食の献立・衛生管理・その他運営方法等に関する検討を行っている。

イ 学校の取り組み

教育委員会は、平成20年度に小・中学校の教員により構成した「食育指導資料作成委員会」

を設置し、食育の推進のための「三鷹市食育指導資料」を作成し、学園・学校での活用を進めてきた。

学園では、上記の指針に基づき、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、9年間を見通した系統性を踏まえた指導を行うとともに、学校においては、食育を推進する教員（食育リーダー）を中心として指導体制を整え、家庭科（中学校では、技術・家庭科）、体育（中学校では保健体育科）、特別活動、総合的な学習の時間等に食に関する指導を位置付けている。

各学校において、食事の重要性やバランスのとれた食生活、心身の健康等について学習するとともに、学校農園での栽培活動や自然教室を生かした農業体験、市内産野菜の学校給食への積極的な活用、オリンピック・パラリンピックをテーマとした学校給食、東京むさし農業協同組合による食育の授業、栄養士による講話等、特色ある取り組みを進めている。



▲東京むさし農業協同組合による食育の授業の様子

◆「食育」指導の目標

- | | | |
|-----|---|--|
| 小学校 | { | <ul style="list-style-type: none">1 毎日朝食をとる。2 主食・主菜・副菜など栄養のバランスがとれた食事をする。3 みんなと楽しく食事をする。 |
| 中学校 | { | <ul style="list-style-type: none">1 食生活における自己管理能力を高める。2 生徒自身が自分の食生活に関して問題意識をもち、問題解決するための目的行動へ結び付ける。 |

◆ 学校農園

土づくり、種蒔きから収穫までの一連の作業を通して、働くことの喜びや自然とのふれあいなどを体験する場として、農家の人々及び東京むさし農業協同組合の協力を得て、小学校に学校農園を整備している。

本事業は、平成4年度に開始し、現在では14校で実施している。土とふれあうことにより、収穫の喜びや感動を体得し、心豊かな児童の育成を図ること、また、農園主の人々の実地指導を受けることにより学校や地域との連携を図ることを目的としている。

なお、食育を効果的に展開するため、各校の食育リーダーを中心として、給食便りによる広報、給食試食会の実施、東京むさし農業協同組合による食育カレンダーコンクールへの参加などを通じて、食の重要性やバランスのとれた食生活について意識の共有化を図り、学校・家庭・地域協働による食育を推進している。

5 三鷹らしい特色ある教育活動の推進と多様な学習機会の提供

1 生き方・キャリア・アントレプレナーシップ教育、進路指導と体験交流活動の充実

(1) 生き方・キャリア・アントレプレナーシップ教育の充実

三鷹市の学校教育では、「人間力」・「社会力」を身に付けさせるために、多様な学習機会を提供している。小・中一貫カリキュラム（キャリア教育）に基づく望ましい勤労観・職業観を育む生き方・キャリア教育や進路指導を地域の教育力を生かしながら推進している。

特にキャリア・アントレプレナーシップ教育^(注)においては、地域の伝統や文化に触れ、我が国と郷土三鷹に対する愛着や誇りをはぐくむ「三鷹地域学習」とともに、小・中一貫カリキュラムに位置付けて取り組みを進めている。

児童・生徒が主体的・協働的に問題解決に取り組む学習を通じて、多様な大人とのかかわりながら、自分の将来に向けたキャリア形成能力を高め、創造性と自主・自律の精神、チャレンジ精神に富んだ児童・生徒を育成して、地域を愛し、勤労を重んじ、将来地域に貢献できる人間を育成する。その一環として、三鷹市の事業所を中心に、小学校における仕事調べや、施設見学、中学校2学年対象の職場体験（3日間）、地域の方から様々な職業の話を聞く機会等を設けている。

(注) キャリア・アントレプレナーシップ教育：チャレンジ精神や創造性を発揮しながら、新しい価値と社会を創造していこうとする起業家をもつような意欲と能力を養うアントレプレナーシップ教育に、勤労観・職業観とともに自己の個性を理解し、主体的に将来を選択していく態度をはぐくむキャリア教育の要素をあわせて実施する教育のこと。

(2) 進路指導の充実

三鷹市の事業所等における職場体験等の実施や、高等学校等訪問や体験授業、様々な職業の話を聞く機会、中学校進路指導主任・小学校キャリア教育担当者会による学校間の連携や研修を通し、望ましい勤労観・職業観を育む生き方・キャリア教育、進路指導の推進を図っている。児童・生徒に、新しい価値と社会を創造する意欲と能力を養い、主体的に将来を選択していく態度を育てている。

(3) 体験交流活動の充実

児童・生徒の学びの充実を図るため、地域の方々を招いた学習や、校外学習、ボランティア活動等の奉仕活動など様々な活動を通して、異年齢・異世代間の交流活動を推進している。各学園においても行事や学習における小・中学校交流や、「三鷹市川上郷自然の村」を利用した「自然教室」（小学校第6学年）などの実施により学園内の小学校による小・小交流を行い、人と自然、社会、文化等との関連について学ぶ機会等の多様な学習機会を設定している。

2 国際理解教育の充実

(1) 英語教育

小・中一貫カリキュラム（外国語（英語））に基づき、小・中学校9年間にわたり、系統的に英語教育に取り組むことで、異文化・自国文化への理解を深め、国際的な感覚、グローバルな視点をもつ児童・生徒を育成するとともに、コミュニケーション能力の向上を図っている。

A L T（外国人指導助手）を配置し、小・中学校の教員とT・T（ティーム・ティーチング）により、外国語（英語）を学ぶこと、外国語（英語）を使ってコミュニケーションを図ろうとする意欲を高めている。

中学校は、昭和61年度から全学年の外国語の授業に、小学校は、平成13年度に第5・6学年を対象とした外国語の授業にA L Tの配置を開始し、現在は全学年でA L Tを活用した授業を実施している。平成24年度からはA L T配置を派遣契約することにより、より綿密な打ち合わせが可能となり、各学校でA L Tの活用が図られている。なお、令和元年度は、小学校第1・2学

年は10時間、第3・4学年は13時間、第5・6学年は30時間、中学校第1・2学年は35時間、中学校第3学年は30時間の配置である。

(2) 小学校教員の指導力向上の取り組み

小学校における英語の教科化に向けて、小学校教員の指導力向上を図るため、研修の充実を図る（年間8回以上）とともに、中学校英語科教員の専門的な指導の共有を図りながら、乗り入れ授業や、学園研究、校内研究等を通して指導を実施している。

平成29年度に、市内全小学校に英語教育推進リーダー^(注)による外国語活動の授業についての巡回指導を行い、教員の実態に合った指導・助言を通して、市内教員の英語指導力の向上に努めるとともに、令和元年度は小学校3校に英語科専科教員を配置し、英語指導の充実を図っている。小・中一貫教育の強みを生かし、中学校英語科教員による相互乗り入れ授業や小学校教員への研修を行うことにより、小学校英語教科化の全面実施に向けた準備を進めている。また、全市でスピーキング能力を含めたパフォーマンステストを実施し、児童が自信をもって英語に取り組めるよう指導の充実を図っている。

（注）英語教育推進リーダー：「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」（平成25年12月文部科学省）に基づき、英語教育推進リーダーを養成するための中央研修修了者を指す。修了後、研修指導者として、各地で中核となる小学校教員や中・高等学校の外国語（英語）担当教員の研修や授業・評価の改善のための指導・助言を行う。

3 「郷土教育」に対する愛着や誇りをはぐくむ地域学習の展開

(1) 小・中一貫教育カリキュラム（三鷹地域学習）の活用

小・中一貫教育カリキュラム（三鷹地域学習）を活用し、生活科・社会科・理科及び各教科、総合的な学習の時間、学校行事、特別活動等において、地域の自然・文化財・公共施設等を教材としたり、様々な体験活動を行ったり、地域の人々と一緒に活動したりすることによって、地域の様々な事象に関心を持ち、課題を見つけたり、課題解決を図ったりしながら、地域理解・地域愛・地域問題解決力・地域実践力等を身に付ける。主体的・対話的で深い学びを通して、児童・生徒相互に話し合いや討論を行うことで三鷹の課題を多面的・多角的に考える力を育成するとともに、三鷹市の特色やよさに気づき、それらを自分で大切に守り育てようとする我が国と郷土三鷹に対する愛着や誇りをもつ児童・生徒を育成する。令和元年度は、各学園の実態に合わせた学園版カリキュラムの作成に取り組む。

三鷹市では、独自に小・中学校それぞれの社会科副読本を作成しており、「三鷹地域学習」に活用している。

(2) 小学校第3学年の市内地域学習や三鷹の森ジブリ美術館見学等の充実

小・中一貫教育カリキュラム「三鷹地域学習」に基づき、小学校第3学年の全児童対象にバスによる社会科見学を行っている。三鷹の森ジブリ美術館、大沢の里水車、国立天文台、星と森と絵本の家、市役所など、三鷹市の特徴である施設について学習し、三鷹市の特色やよさに気づき、それらを自分で大切に守り育てようとする力を育成している。

(3) プロの演奏家による小・中学校での訪問演奏等、芸術的・文化的な学習の充実

三鷹市立小学校における音楽活動の充実と本物のクラシック音楽に親しむ心情を培うために、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団に業務委託し、プロの演奏家による訪問演奏を行っている。中学校においても講師を招き、専門家による和楽器（三味線）指導を行っている。

また、三鷹市芸術文化センターにおいて三鷹市立小学校図画工作展、三鷹市立中学校美術展を開催するとともに、市民センターにおいて小・中学校の書写の展示を行うなど、芸術的・文化的な学習の充実を図っている。

4 科学教育の推進

小学校第5・6学年を対象とした科学への興味・関心を高める科学発明教室の実施

科学に興味関心を持つこと、科学する心を育てることを目的として、小学校第5・6学年を対象とした科学発明教室を行っている。

5 学習習慣の定着と基礎学力の向上に向けた「みたか地域未来塾」の実施

平成28年度から、放課後の教室を活用して児童・生徒の学習支援を行う「みたか地域未来塾」を開始し、毎年、実施する学園を拡充し、基礎学力の定着に向けた学習習慣を確立させる取り組みを実施してきた。令和元年度からは、全7学園で実施している。

学校の授業や学校で行う補習授業とは異なり、みたか地域未来塾では、身近な将来像である大学生や、地域で見守りをしている地域人財が学習支援を担当している。児童・生徒は見守られている安心感の中で、主体的に取り組み、学びに向かう姿勢を身に付け、確かな学力の定着につなげている。

	実施校	参加実績 (延べ人数)
平成28年度	鷹南学園（中原小学校、東台小学校、第五中学校） おおさわ学園（大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校）	843 人
平成29年度	鷹南学園（中原小学校、東台小学校、第五中学校） おおさわ学園（大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校） 三鷹中央学園（第三小学校、第七小学校、第四中学校）	4,452 人
平成30年度	鷹南学園（中原小学校、東台小学校、第五中学校） おおさわ学園（大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校） 三鷹中央学園（第三小学校、第七小学校、第四中学校） にしみたか学園（第二小学校、井口小学校、第二中学校） 東三鷹学園（第一小学校、北野小学校、第六中学校）	6,240 人
令和元年度	鷹南学園（中原小学校、東台小学校、第五中学校） おおさわ学園（大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校） 三鷹中央学園（第三小学校、第七小学校、第四中学校） にしみたか学園（第二小学校、井口小学校、第二中学校） 東三鷹学園（第一小学校、北野小学校、第六中学校） 連雀学園（第四小学校、第六小学校、南浦小学校、第一中学校） 三鷹の森学園（第五小学校、高山小学校、第三中学校）	

6 生活指導の充実・いじめ防止対策の推進

1 学園・学校における組織対応力の改善と強化による生活指導の充実

(1) 学園内の共通方針の明確化

生活指導体制を充実させるためには、生活指導の方針や基準に一貫性をもたせることが必要である。各学園において、義務教育期9年間の児童・生徒の発達段階を考慮した生活指導方針のもと、児童・生徒の状況を小・中学校の教員が共有し、継続的・系統的に一貫性のある生活指導を行っている。

(2) 学園・学校的生活指導体制の整備と強化

小・中学校に生活指導を担当する校務分掌を設置するとともに、学園においても生活指導を担当する分掌を設置し、小・中学校教員による児童・生徒の生活指導にかかわる情報や課題を共有し、一貫した方針のもと継続的・系統的な指導を行っている。

児童・生徒の理解、望ましい人間関係の醸成、協力と奉仕、基本的生活習慣の確立、道徳的実践の指導など、校内での共通理解を深め、指導体制の充実を図っている。

(3) いじめ問題などの問題行動の未然防止と早期発見・早期対応の徹底

一人ひとりの児童・生徒への理解を深めて、未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、就学前から義務教育修了までをカバーする教育相談体制の改善、充実を図っている。

2 児童・生徒の実態把握に基づく適切な対応

(1) 学校生活に関するアンケート調査や児童・生徒との面談などの積極的な活用

生活指導の充実のためには、児童・生徒の基本的生活習慣や体力、学習習慣や学力、児童・生徒間の人間関係、児童・生徒と家庭・地域との関係など、実態把握が欠かせない。

各学校では、日常的な観察とともに、養護教諭や学校医と連携した健康観察、コミュニティ・スクール委員会との情報共有、保護者会や面談等を通じた児童や家庭の状況把握を行い、ふれあい月間におけるアンケート調査（東京都調査：6月、11月、2月）や学校評価にかかわるアンケート調査の結果を活用し、児童・生徒、保護者等を対象に担任やスクールカウンセラーによる面談を実施している。

また、小学校第5学年、中学校第1学年の児童・生徒を対象にスクールカウンセラーによる全員面談を実施しており、児童・生徒の実態を細かく把握するよう努めている。

(2) 日常的な取り組み

各学校においては、良好な児童・生徒及び教職員の信頼関係づくりを基盤に、学園・学校のきまり（校則）を徹底し、毎月の生活指導目標に基づく継続的な指導を行うことで、事故や問題行動の未然防止に努めている。問題行動の発生時には、校長のリーダーシップのもと一貫した指導方針に基づき、教職員が一致協力し役割分担を明確にして迅速かつ組織的に対応を行う。

また、長期欠席や新学期に欠席の児童・生徒については、状況調査や観察による実態把握を行うとともに、個人面談や家庭訪問などの迅速かつ適切な対応の徹底を行っている。

(3) 組織的な児童・生徒の実態把握と情報共有

各学園において小・中学校の教員による生活指導にかかわる情報を共有し、発達段階を踏まえた小・中学校の組織的対応について検討・共有を行っている。また、生活指導に関する情報や暴力行為やいじめ、不登校等の問題行動を蓄積・共有する「問題行動等状況記録シート」を活用し、校種間の対応の引継ぎを行っている。

3 いじめ防止対策の推進

(1) いじめ問題対策協議会による、いじめ防止対策の点検・評価

平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が制定されたことを一つの契機として、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」（平成 27 年 1 月施行）を定め、条例に基づいて市が教育委員会とともに「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を策定するとともに、教育委員会の附属機関として学識経験者、関係機関や保護者の代表などで構成される「三鷹市いじめ問題対策協議会」を設置した。

平成 29 年 3 月には、児童・生徒の現状や、各学園・学校の実践の成果及び課題、国や東京都の動向等を踏まえ、さらに実効性をもたせるために、「三鷹市いじめ問題対策協議会」、総合教育会議における協議を経て、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を改定した。

なお、方針の改定に合わせ、「いじめ防止リーフレット」（児童・生徒用、保護者・地域用）を作成・配布し、いじめ問題への周知徹底に取り組んだ。

いじめ問題対策協議会による、いじめ防止対策の点検・評価を行うとともに、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の推進」の一層の充実を図る中で、「いじめ」の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」（改定版）に基づき、家庭、学校、市、教育委員会、コミュニティ、その他関係機関がより密接な連携を図り、総合的かつ継続的な取り組みを進めていく。

<「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」（平成 29 年 3 月 改定版）の主な改定内容>

- ・「いじめの定義」の周知・浸透
- ・「軽微ないじめ」に対する人権感覚の醸成
- ・密接な連携強化による総合的かつ継続的な取り組みの推進
- ・「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化
- ・「学校いじめ防止基本方針」及び相談窓口等の周知
- ・いじめの「認知」や「解決」の判断基準の明確化
- ・小・中学校 9 年間の継続した指導と、幼稚園・保育園との連携
- ・重大事態に対する対応の強化
- ・子どもが主体的に考え議論できる機会の確保
- ・SNS など見えにくいいじめへの対応の強化

(2) 学校いじめ対策委員会による組織的な対応の徹底

すべての市立小・中学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、組織的にいじめ防止対策を推進するために「学校いじめ対策委員会」を設置している。「学校いじめ対策委員会」は、「学校いじめ防止基本方針」の見直しや、いじめ防止にかかわる年間指導計画の作成、いじめの「疑い」「認知」「解消」「解決」の判断、いじめの未然防止・早期発見・事案の実効的対処、関係機関との連携などいじめ防止対策推進の中心的機能を担う。

(3) いじめ対策年間計画に基づく未然防止・早期発見の取り組みの推進

いじめに対しては深刻な人権侵害との認識に立ち、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」及び「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」（改定版）を踏まえ、各学校が「学校いじめ防止基本方針」のもと、「いじめ対策年間計画」の充実を図り、「学校いじめ対策委員会」を活用して、アンケートや面談などを実施して児童・生徒の実態を細かく把握したり、教員研修や弁護士によるいじめ防止授業を活用したりするなど、計画的・組織的に未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、解消率の向上を図る。また、各学校は、取り組み状況等の評価を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行っている。

(4) いじめ防止対策への地域を挙げた参画の促進

各学校ではいじめ問題の解決に向けた児童・生徒による主体的な活動を推進しており、いじめに関する標語の作成や、いじめの防止や根絶を図るための熟議、児童・生徒と保護者、PTA、コミュニティ・スクール委員会委員と一緒にいじめ問題を考える協議会等が行われている。

また、学校やコミュニティ・スクール委員会、児童生徒の健全育成に関する諸団体、地域住民など子どもを見守っている大人は、子どものいじめを防止するために、相互に情報共有に努めるとともに、いじめから子どもを守り通すよう協働して取り組んでいる。

4 市、教育委員会、学校、家庭・地域、警察や児童相談所等、関係諸機関との積極的な連携と協働による児童・生徒の健全育成の推進

(1) 関係諸機関との定期的な連携

教育委員会では毎月1回の生活指導主任会を実施し、小・中学校の生活指導主任、三鷹警察署、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカーによる情報交換や問題行動防止対策などの協議を行っている。

また、三鷹警察署、立川少年センター、杉並児童相談所、市内小・中・高校の生活指導主任、教育委員会、児童委員、保護司、少年補導員、防犯協会会員など青少年をとりまく各種機関や団体で構成される「三鷹市青少年補導連絡会」との連携を強化することにより、児童・生徒の健全育成の推進を図っている。

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充と充実

教育相談員・就学相談員・市スクールカウンセラーがスクールソーシャルワーカーの機能を担い就学前から義務教育修了まで（0歳から15歳まで）をカバーする教育相談体制を確立している。不登校、学校不適應の対応や子どもの貧困対策も含めた家庭支援を図る仕組みを活用しながら、子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の福祉・保健・医療等の各機関との連携の強化を図っている。

7 教育支援の推進

教育委員会では、「三鷹市教育支援プラン 2022(第1次改定)」に基づき、教育、福祉、保健、医療等専門諸機関との連携を図りながら、障がいのある子もない子ども学校・家庭・地域の力を得て次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援している。

1 三鷹市教育支援プラン 2022（第1次改定）の推進

平成28年3月に策定した「三鷹市教育支援プラン 2022（第1次改定）」は、「三鷹市教育ビジョン 2022（第1次改定）」が目指す子ども像の実現に向け、障がいのある子もない子ども学校・家庭・地域の力を得て次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援することを目的としている。このため、教育委員会は、福祉・保健・医療等諸機関と連携し、0歳から18歳までの乳幼児・児童・生徒等に一人ひとりのニーズに応える教育支援を通して、次に挙げる力を育成していくとともに、3つの基本方針を掲げて施策・事業の推進を行う。

- ・自分の学習方法や生活スタイルの特徴を知り、自分に合った学習方法で学ぶことができる力
- ・社会生活を円滑に送るためのスキルや考え方及び行動や感情のコントロールの方法を工夫できる力
- ・自立に向けて、社会参加ができる力
- ・周囲の支援を受け入れることができる力

◆基本方針

- 1 一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える教育支援を推進します
(子どもへの教育支援)
 - (1) 支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の充実
 - ・個別指導計画・個別の教育支援計画の充実
 - ・通常の学級で支援を必要とする児童・生徒に対する指導や支援の工夫
 - ・教育支援学級（固定制・通級制）と通常の学級の連携
 - ・教育支援ボランティアの育成
 - (2) 一人ひとりの児童・生徒を支援する学校の体制づくり
 - ・校長のリーダーシップによる教育支援の推進
 - ・教職員に対する研修体制の充実
 - ・教育支援コーディネーターの育成
 - ・教育支援学級（固定制・通級制）担当教員の育成
- 2 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かした教育支援を推進します（学校での教育支援の体制）
 - (1) 学園を単位とした教育支援
 - ・義務教育9年間を通じた教育支援
 - ・教育支援学級のセンター的機能を活かした整備

- ・小・中一貫教育の内容の充実と方法の検討
- (2) コミュニティとともに歩む教育支援の推進
 - ・コミュニティにおける教育支援の理解促進
 - ・都立特別支援学校と連携した交流活動と副籍事業
- 3 連携して取り組む教育支援を推進します（連携した教育支援）
 - (1) 支援の引継ぎと連携の充実
 - ・個別の支援計画の確実な引継ぎ
 - ・幼稚園・保育園等と小学校との連携
 - (2) 教育支援にかかわる総合教育相談機能の充実
 - ・相談事業の充実
 - ・派遣事業の充実
 - (3) 誕生から自立を支援する取り組みの充実
 - (4) 推進体制の整備
 - ・教育支援推進委員会による検討
 - ・各学校・学園における推進体制

なお、第4次三鷹市基本計画の第2次改定との連動・整合を図り、令和元年度に改定を行う。

2 教育支援学級の設置

(1) 令和元年度三鷹市立小・中学校教育支援学級（固定制・通級制）

三鷹市では、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の中で、5つの学園に小・中一貫の教育支援学級(知的障がい・固定制)を設置している。

また、小学校においては難聴、言語障がい、中学校では情緒障がい等の通級指導学級を設置している。

教育支援学級（固定制）

学園名	学校名	学級名
連雀学園	第六小学校	ふじみ学級（知的障がい）
	第一中学校	I 組（知的障がい）
三鷹の森学園	高山小学校	わか竹学級（知的障がい）
	第三中学校	E 組（知的障がい）
三鷹中央学園	第七小学校	さくら学級（知的障がい）
	第四中学校	E 組（知的障がい）
鷹南学園	東台小学校	くすの木学級（知的障がい）
	第五中学校	E 組（知的障がい）
おおさわ学園	大沢台小学校	わかば学級（知的障がい）
	第七中学校	E 組（知的障がい）

教育支援学級（通級制）

学園名	学校名	学級名
連雀学園	南浦小学校	きこえの教室（難聴）
		ことばの教室（言語障がい）
にしみたか学園	第二中学校	相談学級（情緒障がい等）
東三鷹学園	第六中学校	通級学級（情緒障がい等）

(2) 令和元年度三鷹市立小学校校内通級教室

小学校における特別支援教室（校内通級教室）は、平成 29 年度に東部地域 9 校で巡回指導を開始し、平成 30 年度から全小学校 7 学園 15 校で巡回指導を開始した。校内通級教室では、「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施方策」に基づく自立活動を中心とした個別指導と小集団指導を行うことにより、行動のコントロールや対人関係面の向上が見られる通級児童が増加している。また、保護者や教員の理解が深まったことにより、校内通級教室実施前の平成 28 年度に比べ、総指導児童数は 3 年間で倍増していることから、平成 30 年 4 月に第二小学校、平成 31 年 4 月に第五小学校に新たな拠点校を開設し、現在は 5 つの拠点校から全小学校への巡回指導を行っている。各小学校においては、校内通級教室だけでなく、通常の学級における指導と支援についても、校内委員会を中心に検討を行っている。

また令和 2 年度から予定している中学校における特別支援教室（校内通級教室）への移行を見据え、「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施方策」を平成 31 年 3 月に改定し、教員が拠点校から巡回して指導を行う準備を進めている。

校内通級教室（情緒障がい等） 巡回指導体制

拠点校学園名	拠点校名	巡回校名
連雀学園	南浦小学校 むつみ教室	第四小学校
		第六小学校
三鷹の森学園	第五小学校 つばさ教室	高山小学校
東三鷹学園	北野小学校 けやき教室	第一小学校
		中原小学校
		東台小学校
にしみたか学園	第二小学校 さくら木教室	井口小学校
		大沢台小学校
		羽沢小学校
三鷹中央学園	第七小学校 ポプラ教室	第三小学校

3 総合教育相談室事業

(1) 相談事業

ア 就学相談

専門の相談員が保護者の心情をよく聞き取り、心理検査等の結果に基づいた客観的で専門的な相談を通して、通常の学級や固定制の教育支援学級、都立特別支援学校への就学等を検討している。また、入学後の適応状況についても把握し、継続的な相談を行う等、相談体制の充実を図っている。

平成 29 年度より、相談員をスクールソーシャルワーカー機能も担う就学相談員へと位置付け、乳幼児・児童・生徒の適切な就学支援ができるよう、学校・幼稚園・保育園・療育機関等との連携を強化している。

相談日（予約制）：月曜日から金曜日まで（土・日、祝日及び年末年始を除く。）

時間：午前 9 時から午後 5 時まで

電話：0422-45-1151 内線 3258

イ 教育相談

乳幼児・児童・生徒の教育に関するさまざまな悩みや困りごとの相談に応じている。

相談日（予約制）：月曜日から金曜日まで、第 1・3・5 土曜日

（第 2・4 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

時間：午前 9 時から午後 5 時まで

電話：0422-45-1151 内線 3253

ウ こころとからだの発達相談

小児科・精神科の専門医が乳幼児・児童・生徒の精神や身体発達（知的発達の遅れ、ことばの遅れ、夜尿、チック等）の相談に応じている。主に学校や総合教育相談室で何らかの相談を受けている子ども及び保護者に対して、医学的な面からの助言を行っている。

相談日（予約制）：第 2 水曜日（小児科）、第 4 水曜日（精神科）

時間：午前 10 時から正午まで

電話：0422-45-1151 内線 3255

(2) 派遣事業

ア スクールカウンセラー

いじめ、不登校等児童・生徒の学校不適応の対応にあたって学校におけるカウンセリング等の機能を充実し、学校不適応等の問題解決を図ることを目的として、小・中学校へスクールカウンセラーを派遣している。

東京都配置のスクールカウンセラーは、小・中学校に 1 回 7.75 時間、年間 38 回配置のため、長期休業中を除き、ほぼ毎週 1 回、小・中学校に勤務している。

三鷹市では、東京都配置のスクールカウンセラー以外に、これまでも長期休業中も含む週 1 回、小学校に市配置のスクールカウンセラーを派遣していたが、

平成 25 年度から、これらの小学校配置のスクールカウンセラーにスクールソーシャルワーク機能を拡充した。その後平成 28 年度には小学校配置の全てのスクールカウンセラーがスクールソーシャルワーク機能を担うようになり、さらに平成 30 年度から、中学校へも配置を拡充した。学園ごとに同一の市配置スクールカウンセラーを配置することで、小・中一貫した相談や支援を継続して行う体制を整備している。

イ 学習指導員

不登校や学校不適応により学習の取り組みや理解に課題がある児童・生徒に対する学習支援のために、学習指導員を派遣している。背景に発達障がいや有する不登校や学校不適応の傾向がある児童・生徒が多いこともあり、適切な学習指導を行うための研修の充実を図っている。

ウ 巡回発達相談員

発達に関する専門的知識・技能を有する巡回発達相談員が、小・中学校を巡回し、教員に対して支援が必要な児童・生徒に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行う。学校教育、発達相談、心理相談それぞれに精通した巡回発達相談員が、義務教育 9 年間を通して、児童・生徒に適切で継続的な支援を行っていきけるよう、中学校区に同一の巡回発達相談員を配置し、相談事業の充実を図っている。

エ スクールソーシャルワーカー

支援が必要な児童・生徒に対して、学校や福祉分野を含む関係機関との連携を図りながら、児童・生徒が置かれている家庭環境等へのケースワークを行い、課題解決への対応を図っている。また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、セーフティネットとしての支援を行っている。

総合教育相談室には、スクールソーシャルワーカー専任の教育相談員を配置しており、小・中学校に派遣している市配置スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）への助言等を行い、三鷹市子ども家庭支援ネットワーク等との連携を図っている。また、総合教育相談室配置の就学相談員もスクールソーシャルワーク機能を担っており、家庭支援の観点を持った就学相談を行っている。

(3) 研修事業

ア 教職員に対する研修体制の充実

教職員が、教育支援に関わる基本理念を理解し、学級における児童・生徒の課題を発見し、的確な把握と適切な指導や支援を行って、児童・生徒一人ひとりのニーズに応えた教育を提供していくために、校長、副校長等の管理職をはじめとして、教職員への研修を実施している。

イ 教育支援コーディネーターの育成・養成

教育支援コーディネーターの校内での役割を明確化し、各学校で効果的な活躍ができるよう、支援を必要とする児童・生徒への指導方法や、個別指導計画の立案、校内委員会の運営等についての実務的な研修を実施している。

ウ 教育支援学級担当教員の育成

教育支援学級担当教員が、従来から教育支援学級で行ってきた障がい種別ごとの専門性に基づく指導と支援に加えて、発達障がいを有する児童・生徒への対応にも専門性を持たせ、各学校の教育支援コーディネーターと連携して、通常の学級担任への支援を行うことができるよう育成を行っている。

8 幼・保・小の連携事業の推進

1 沿革

三鷹市における幼稚園・保育園と小学校との連携事業は、「三鷹市教育ビジョン 2022（第1次改定）」に基づき、「小学校入学に際しての不安を解消して、幼・保・小の段差を解消し、よりよいスタートが切れる環境を用意する」ことを目的としている。本事業は、平成 19 年度より 3 つの小学校地区で取り組みを始め、平成 20 年度からは、「三鷹市における幼稚園・保育園と小学校との連携推進委員会」を設置し、三鷹市における幼稚園・保育園と小学校との連携推進のための事業の企画・運営の方向性や、事業の検証を行っている。その後、順次拡大し、平成 22 年度からは全小学校 15 地区において実施している。また、幼児期から児童期への接続期の子どもにとっては、学童保育所での生活も大きくかわることから、連絡会の名称を「幼稚園・保育園と小学校・学童保育所等との連携地区連絡会」とし、学童保育所との連携を明確にした。本連携事業については、5 歳児の受け入れのある認証保育所も当初より参加している。

2 幼・保・小連携事業

「子どもに対して」「保護者に対して」「教員・保育士に対して」の 3 つの視点を軸に、各連携地区連絡会で地域の実態に合わせた取り組みのあり方を工夫し、実践を進めている。

(1) 子どもに対する事業

園と学校、学童保育所の生活環境の違いを子どもが事前に経験する「学校体験」「学校給食体験」「学童保育所体験」等の場や「児童との異年齢交流」の場を作ることにより、入学前後の不安が軽減されることを目指す。

(2) 保護者に対する事業

入学に向けた保護者の不安に応えるため、保護者のためのガイドブック「うきうきどきどき 1 年生」の配布などを行い、入学までの必要な情報を提供する。

(3) 教員・保育士に対する事業

入学前後の移行期を円滑で実り多いものにするために、各連携地区連絡会の中で「教員・保育士・学童保育員の懇談会」「授業・保育の相互参観」「学校・園便り・学童だよりの交換や情報の交換」等を行い情報の交流を図る。さらに、教員・保育士・保育員を対象として幼・保・小の円滑な接続を目的とした全体研修会や講演会を実施し、また、子育て支援や教育支援に関する研修についての情報提供を行う。

就学前教育と学校教育を円滑に接続させるためスタートカリキュラムの作成に組み、新学習指導要領が小学校において完全実施される令和 2 年度より活用を図る。



▲幼・保・小・学童との連携地区連絡会

9 学校における働き方改革の推進と組織的な学校運営の充実

近年、三鷹市だけでなく全国的な喫緊の課題として、教員の長時間労働が課題となっている。国においては「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日）」がまとめられ、東京都においても「学校における働き方改革推進プラン（平成 30 年 2 月）」が公表されるなど、課題解決に向けた方向性が示された。これを踏まえ、三鷹市教育委員会では、教員の働き方を見直し、教員が健康で充実して働き続けることができるよう、業務改善に取り組み、学校の指導体制の整備を計画的に実行するためのプランを平成 30 年 3 月に策定した。

1 三鷹市立学校における働き方改革プラン

(1) 目的

本プランでは、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、三鷹市の学校教育の質の維持向上を図ることを目的としている。教員の働き方を改革することを通して、最も重要な職務である児童・生徒の教育に力を注げる職務環境を整えていくことで、児童・生徒の学習をはじめとした学校生活のより一層の充実を図っていく。

(2) 取り組みの方向性

取り組みの方向性として、①教員が担うべき業務に専念できる環境の確保（人員体制確保、業務改善）②教員の意識改革（タイムマネジメント、ライフ・ワーク・バランスの推進）③部活動の適正化（運営指針の策定、部活動負担の軽減）の3点を掲げている。本プランの当面の目標は、都が掲げる目標と同様「週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員をなくす。」と設定した。

2 組織的な学校運営の充実

「チームとしての学校」として、組織的な学校運営の改善・充実を図るとともに、様々な専門スタッフの配置を拡充するなど、多様な人財がそれぞれの専門性を生かして能力を発揮できるよう、学校のマネジメント力の強化に努めている。

(1) 働き方改革に向けた具体的な取り組み

平成 30 年度から、学校の電話に留守番電話機能を付加し、教員が勤務時間外に保護者等からの電話の問い合わせに対応する負担を減らすとともに、休暇が取得しやすい夏季休業中には、連続 7 日以上学校閉庁日を設けることとし、教員の休暇取得の促進及び休暇制度の啓発を進めている。あわせて、令和元年度からは統合型校務支援システムの入替えに合わせて、在校時間の把握を行うことのできるシステムを導入し、働き方の見える化を進めるとともに、会議の精選や定時退庁日を設けるなど、地域や保護者の理解を得ながらライフ・ワーク・バランスを意識した教員の意識改革を進めている。また、平成 30 年度に策定した「三鷹市立中学校における運動部活動の方針」を、令和元年度には「三鷹市立中学校における部活動の方針」として改定する予定である。適切な休養日等の設定を行うなど、運動部活動のみならず文化部活動のあり方や指導に関する規定を加え、抜本的な改革に取り組んでいく。

(2) 専門スタッフの配置拡充

三鷹市では、従来からスクールカウンセラー、学校図書館司書、ALT（外国語指導助手）、小 1 支援員など、専門スタッフの配置を進めてきた。令和元年度は、学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備の補助などを行うスクール・サポート・スタッフを全 22 校に配置するとともに、副校長業務を支援する副校長補佐の配置継続（3 校）、学校支援ボランティアと学校との連携・

調整を担うコミュニティ・スクール推進員の拡充（3学園→5学園）、従来の外部指導者に加えて、学校外活動の引率も含めて部活動の指導ができる部活動指導員の拡充（全中学校に各1名→2名）を行うとともに、市配置のスクールカウンセラー（スクール・ソーシャル・ワーカー機能を併有）の中学校配置を継続するなど、「チーム学校」として多様な人財の配置を進めている。

10 教員の養成・キャリア支援

三鷹市では「三鷹市教育ビジョン 2022（第1次改定）」における重点施策の一つでもある「人財育成方針の策定と三鷹にふさわしい教員の配置」の取り組みとして、平成25年3月に策定した「三鷹市立学校人財育成方針」を平成28年1月に一部改正し、キャリアパスに沿ったキャリア支援を展開することで優れた指導力と教育者としての愛情あふれる教員の育成を推進している。

意欲ある三鷹市にふさわしい教員の配置を進めるため、学校運営協議会の機能（任命権者への任用等の意見）やコミュニティ・スクール教員公募制度を有効に活用するとともに、教育委員会と特定非営利活動法人（NPO法人）三鷹ネットワーク大学推進機構が連携し、教員インターンシップ制度としての教員養成である「みたか教師力養成講座」の充実を図り、優秀な教員の育成に努めている。

また、学校管理職、教員等の学校組織マネジメント能力の向上、教員の専門性向上を図る継続的な研修や、外部折衝力等充実した教育活動を推進する上でのマネジメント力の向上を図る「みたか教師力錬成講座」の充実を図っている。

1 みたか教師力養成講座

(1) 実践コース

小・中学校の教員をめざす大学3年生以上の学生等を対象として、三鷹市にふさわしい教員の育成を図るため、市内の校長や教育実践に優れている教員、教育委員会で教員の研修を担当するスタッフ等を講師として、学校教育に関する実践的な内容を学ぶ講座を開講している。この講座では、理論に加え、週1回程度行う小・中学校の教育現場での実習を通して、教師としての実践力を身に付けられるよう内容の充実が図られている。



▲みたか教師力養成講座



▲みたか教師力養成講座

(2) 基礎コース

教職に関心のある大学1、2年生を対象として、小・中学校の教員の仕事の内容や、自己の適性などを理解するための講座である。実践コースと同様の講師による講座で、学校教育に関する実践的な内容や理論を学ぶとともに、週1回程度行う小・中学校の教育現場での実習を通して教師の職務について理解を深めることができる。

2 みたか教師力錬成講座

学校経営や校務運営に生かす危機管理及び学校教育や学校経営の今日的な課題についての専門的な講座を開設し、教員のキャリア支援を行っている。

2年次、3年次の若手教員や、将来、学校管理職として学校運営を担うことが期待される主任教諭を対象として「外部との連携・折衝力」を向上させることを目指し、学校のリスクマネジメントについての基本的な理解を深め、学校組織の視点から、保護者や地域住民等に対して、組織的に対応する力や、学校組織を改善していく力を伸ばす講座を予定している。

また、小・中一貫教育の中で一人ひとりの教育的ニーズに応える三鷹市の特色を活かした特別支援教育（三鷹市では「教育支援」と呼ぶ。）を展開するにあたり、児童・生徒に関わるすべての教員、保育士等を対象に「教育支援（特別支援教育）」について体系的に学び専門性を高め、理論に基づく実践力を付けるための講座も開講している。